

平成 27 年度

# 施政方針

(付 提出議案説明)

光 市

# 目 次

1	はじめに	1
2	予算の背景	5
3	予算の大綱	6
4	施策の概要【重点的に取り組むべき施策】	
	「7つの未来創造プロジェクト」に基づく施策	
	(1) ふれあいで絆を紡ぐコミュニティ創造プロジェクト	8
	(2) 健やかで確かな安心地域包括ケア創造プロジェクト	9
	(3) 家庭と地域で包み込む温もり子育て創造プロジェクト	10
	(4) 人と自然が共生するエコロジー生活創造プロジェクト	11
	(5) 地域力で災害を防ぐ安全なまち創造プロジェクト	12
	(6) 里の厨と光の海から始まる活力ある第六次産業創造プロジェクト	13
	(7) コンパクトシティによる快適空間創造プロジェクト	14
	総合計画の基本目標に基づく施策	
	(1) 基本目標Ⅰ「人と地域で支えあうまち」	14
	(2) 基本目標Ⅱ「人を育み人が活躍するまち」	17
	(3) 基本目標Ⅲ「人の暮らしを支えるまち」	19
	(4) 基本目標Ⅳ「時代を拓く新たな都市経営」	22
5	むすび	23
	(附属資料)	
	提出議案説明	25

# 施政方針

## はじめに

平成27年度の予算案並びに諸議案の提出にあたり、市政運営に臨む私の所信の一端と諸施策の概要を申しあげ、議会をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

我が国の経済は、アベノミクスに象徴される経済再生対策等により、大手企業を中心に業績が回復しつつあり、本年1月に発表された日銀の地域経済報告（さくらレポート）では、雇用環境の改善など前向きな循環が続いていることから、北海道では判断を小幅に引き下げたものの、全国9地域全ての景気判断で「回復」との表現が維持されるとともに、地方では原油安への期待感も広がっているとされております。

一方、日銀の昨年12月の「生活意識に関するアンケート調査」によりますと、現在の景気が1年前と比べて「良くなった」から「悪くなった」を引いた個人の景況感を示す判断指数（DI）はマイナス32.9と、前回の同年9月調査より12.5ポイントの大幅低下となるなど、その効果は、個人が実感できるまでには至っていない状況です。

## 今そこにある危機

政府には、長きに渡るデフレと経済的閉塞感からの早期脱却に向けた実効性のある政策の展開を強く期待するところではありますが、我が国は、世界のどの国も経験したことの無い新たな危機に直面している訳であります。

「今そこにある危機」、それは、確実に進行する人口減少であります。

日本は「人口減少時代」に突入している。人口減少は、「静かなる危機」と呼ばれ

るように、日々の生活においては実感しづらい。しかし、このまま続けば、人口は急速に減少し、その結果、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危うくなるのである。「どうにかなるのではないか」というのは、根拠なき楽観論であると言わざるを得ない。

これは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の一節であります。

また、これに遡ること半年。

2040年に20～39歳の女性の数が49.8%の市区町村で5割以上減り、全国約1,800のうち896の市区町村では、将来、消滅する恐れがある。日本創成会議・人口減少問題検討分科会の発表した推計であります。

光市は、該当していませんが、人口減少がもたらす影響は、地方都市にとっては、より深刻な課題と言わざるを得ません。

## **地方創生への道筋**

こうした中、全国の市町村が、都市の消滅を回避すべく、今、一斉に地方創生に向けた取組みを進めようとしております。地方創生の第一義的目的は、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速化させるという「悪循環の連鎖」を断ち切ることにより、人口減少に歯止めをかけ、都市に活力を取り戻すことにあります。

「人口減少と地域経済縮小の克服。」

困難な命題ではありますが、必ずや実現しなければなりません。

高齢化を伴う人口オーナスを克服し、人口と経済の負の連鎖を断ち切ることにより、「まち」の「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を「まち」に呼び込む「好循環」へと転換していくことが必要です。私は、必ずや光市の未来を創生してまいります。

## その先にある「ゆたかな社会」

「人口減少と地域経済縮小の克服。」

その先にあるもの。私たちが見据えておかなければならないものが、創生のその先に存在します。

常々、申し上げておりますように、私たちが目指すべき「理想的なまち」とは、そこに住む人が「幸せ」を実感できる『ゆたかな社会』であり、地方創生につきましても、それこそが到達点ではないかと考えています。

経済学を通して人々の幸福を追求された東京大学名誉教授の故、宇沢弘文先生は、著書「社会的共通資本」の中で、次のように述べられています。

「ゆたかな社会とは、すべての人々がその先天的、後天的資質と能力とを十分に生かし、それぞれのもっている夢とアスピレーションが最大限に実現できるような仕事にたずさわり、その私的、社会的貢献に相応しい所得を得て、幸福で、安定的な家庭を営み、できるだけ多様な社会的接触をもち、文化的水準の高い一生をおくることができるような社会である。」

そして、先生は、「ゆたかな社会」において満たすべき5つの基本的諸条件を示しておられます。

- 1 美しい、ゆたかな自然環境が安定的、持続的に維持されている。
- 2 快適で、清潔な生活を営むことができるような住居と生活的、文化的環境が用意されている。
- 3 すべての子どもたちが、それぞれのもっている多様な資質と能力をできるだけ伸ばし、発展させ、調和のとれた社会的人間として成長しうる学校教育制度が用意されている。
- 4 疾病、傷害にさいして、そのときどきにおける最高水準の医療サービスを受けることができる。

5 さまざまな希少資源が、以上の目的を達成するためにもっとも効率的、かつ  
衡平に配分されるような経済的、社会的制度が整備されている。

皆さん、いかがでしょうか。この光市にはこの条件を満たす素養は十分に備わっ  
ておりますし、新市誕生後10年、光市が取り組んできた道筋も同じでありました。

私は、光市創生に向けて、人口定住対策や経済・雇用対策を展開してまいります  
が、創生のその先にある「ゆたかな社会」こそが、誰もが住みたくなる魅力的なま  
ちであり、そこに暮らすことで「幸せ」を享受できる理想的な光市の姿であると思  
います。

## 創生への源泉

申しあげるまでもなく、まちに存在する優れた資産や新たな予算、外部からの物  
流投入のみで創生を成し遂げることは叶いません。

都市の創生には、創生を担う人々が必要であり、このまちに暮らす市民の皆さん  
一人ひとりこそが、都市を創生する唯一無二の源泉なのです。

今、光市では、新市誕生10年の月日を経て、都市創生の源泉とも言える人の輪  
があちらこちらで発生し、大きなうねりともなりつつあります。

その全ての人の輪をつなぐための対話・調和をさらに推し進め、「わ」のまちづく  
りを進めていくことが、人口減少という未曾有の危機を乗り越え、そこに暮らす人々  
にも、他のまちの人々にも極めて魅力的で暮らしてみたい「ゆたかな光市」を創生  
することに直結するものと信じております。

## 10年の「礎」、そして創生への第一歩

本年度予算は、新市誕生10年を経て、協働という「わ」で築いてきた「礎」の  
上に、光市創生への新たな歩みを進める第一歩となる予算であります。

このため、未来創造プロジェクトを中心とした後期基本計画の集大成に向け、これまで以上に積極果敢に戦略を展開してまいります。

さらに、未来の光市創生への歩みを着実に進めるための人口ビジョンと地方版総合戦略の策定をいたします。加えて、平成28年度に目標年次を迎える後期基本計画に続く、次期光市総合計画の策定に着手することとし、10年の歩みの検証の上に、明確な将来展望と戦略を指示することができる本市独自の計画を策定してまいります。

以上、本年度の市政運営にあたり、所信の一端を申し上げてまいりましたが、人口減少という「静かなる危機」が、すぐそこに迫っております。この危機を乗り越えていくための道筋は、決して平たんではなく、様々な困難も予測されます。

しかし、この危機から目を背けてはなりません。私たちの未来は、私たちが切り拓いていくのです。光市の未来と子どもたちの将来は、私たち自身の手委ねられています。

議会をはじめ、市民の皆様方には、それぞれの立場から、ご意見とご提言をお願いいたしますとともに、地方創生と新たなまちづくりにともにご参画いただきますことをお願いするものであります。

## 予 算 の 背 景

それでは、予算の説明に先立ちまして、今日の財政環境について申し上げます。

我が国の経済状況は、経済の好循環を確かなものとするとともに、地方に経済成長の成果を広く行き渡らせるため、昨年12月に、政府による「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が示されたところであります。

また、平成27年度の国の経済見通しによりますと、雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環が更に進展する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれ

ると予測し、国内総生産の実質成長率は、1.5%程度と見込んでいるところであります。こうした状況を踏まえて閣議決定された国の平成27年度一般会計予算案は、前年度当初予算比0.5%増の96兆3,420億円とされているところであります。

また、平成27年度の地方財政計画につきましては、通常収支分について、地方が地方創生に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、対前年度比2.3%増の85兆2,710億円が確保されているところであります。

## 予算の大綱

それでは、本市の平成27年度の予算案について、ご説明申し上げます。

平成27年度の予算編成にあたりましては、計画期間が残り2年となり、仕上げの時期に差し掛かっている総合計画後期基本計画や、その優先政策である「7つの未来創造プロジェクト」の着実な推進を基本に取り組んでまいりました。

また、持続可能な財政基盤の確立のため、「第二次行政改革大綱」や「財政健全化計画」などに基づく事業の選択と集中、さらには枠配分による経常的経費の削減など行財政改革を推進し、効率的かつ効果的な財政運営に努めてまいります。

まず、歳出であります。

人件費につきましては、退職者の増加などにより、対前年度比9.3%増の34億4,546万円といたしました。

扶助費につきましては、私立保育所保育委託料などの増により、対前年度比で1.9%増の40億6,287万円といたしました。

補助費等につきましては、事業所の増築に伴う事業所設置奨励金などの増により、対前年度比4.8%増の31億8,508万円といたしました。

公債費につきましては、市債の元利償還金の増により、対前年度比3.4%増の



22億8,094万円といたしました。

投資的経費につきましては、学校給食センター建設事業の終了などにより、対前年度比17.9%減の19億4,937万円といたしました。

次に、歳入であります。

市税につきましては、企業業績の見込みなどによる法人市民税の減収などにより、対前年度比7.1%減の82億3,137万円と見込み、歳入総額に対する比率は、38.1%であります。

地方譲与税につきましては、国の政策動向等を踏まえ、対前年度比3.4%減の1億4,156万円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、地方財政計画や税収見込みなどを勘案し、対前年度比41.9%増の40億5,000万円を計上いたしました。

市債につきましては、(仮称)室積コミュニティセンター整備事業や小中学校施設に係る非構造部材の耐震化事業などで増になる一方、未来創造基金の積立や学校給食センターの整備事業が終了したことなどにより、対前年度比36.0%減の17億3,940万円を計上しております。

この結果、27年度末の市債残高は、236億573万円となる見込みであります。

このほか、前年度繰越金として、2億円を見込み、これによってもなお不足する財源につきましては、年度間調整として財政調整基金などに積み立てた財源の中から12億4,100万円を充当することといたしました。

この結果、一般会計の予算規模は、対前年度当初比1.6%減の216億3,000万円といたしました。

次に、特別会計は、対前年度当初比4.2%増の167億7,454万9,000円、また、水道事業会計は、17億1,440万円、病院事業会計は、69億2,5

68万円、介護老人保健施設事業会計は、4億7,761万4,000円であります。

## 施策の概要

それでは、平成27年度の主な施策の概要につきまして、総合計画後期基本計画におきまして特に優先して取り組む政策として位置付けた「7つの未来創造プロジェクト」に沿った事業からご説明申し上げます。

まず、一つ目の「ふれあいで絆を紡ぐコミュニティ創造プロジェクト」についてであります。

少子高齢化や核家族化の進行などを背景に、住民ニーズや地域の課題が複雑・多様化する中、地域の特性や課題に応じた地域づくりを進めるためには、地域の現状や課題を共有し、自らが考え、実行できる地域コミュニティの構築が重要であります。

このため、地域コミュニティ活動の拠点となる（仮称）室積コミュニティセンターの本年度内の供用開始に向け、工事の適切な進捗管理に努めてまいります。

また、自分たちの地域は自分たちで創る地域自治の実現を目指すため、地域づくり「対話」「つながり」事業を実施し、「コミュニティプラン」の策定に向け地域住民や地域の団体が情報交換し課題等を話し合う場づくりに努めるとともに、各種研修等を通じて、職員の「協働」に対する意識の向上を図ってまいります。

さらに、市民活動団体などが行う公益的活動の推進や新たな市民活動団体の育成など、新しい公共の担い手・マンパワーの育成強化を目的とする「元気なまち協働推進事業」を実施し、市民活動団体などの公益的活動の支援を継続いたします。

そのほか、各地域の事情に応じた特色ある取組みを推進するため、地域づくり推進事業交付金の見直しを行い、地域がより主体性を発揮できるよう支援してまいり

ます。

二つ目の「**健やかで確かな安心地域包括ケア創造プロジェクト**」についてであります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護、福祉、医療サービスをはじめとした様々な生活支援サービスを、包括的かつ継続的に提供する「地域包括ケアシステム」につきましては、本議会常任委員会で最終案をお示しする「高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」を地域包括ケア計画と位置付け、本市に相応しい地域包括ケアシステムの実現を目指してまいります。

高齢者支援システムの構築に向けた取組みとしては、新たに「介護支援ボランティアポイント事業」を創設し、市民が介護支援のボランティア活動を通じて社会参加することで、自らの介護予防に繋げるとともに、高齢者への生活支援の充実を図ってまいります。

また、医療介護連携システムとして、医療及び介護従事者が「医療介護情報連携シート」を活用し、高齢者の支援に必要な医療及び介護情報を相互に提供し、共有することにより、医療と介護の一体的なサービス提供を図ってまいります。

さらに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の多様化する様々な問題に的確に対応するため、関係する多職種が連携を図り、サービスを包括的・継続的に提供できるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ってまいります。

そのほか、社会的支援が必要な認知症高齢者等を地域全体で支える仕組みづくりとして、新たに、「認知症地域支援推進員」を配置するほか、認知症に関するガイドブックである「認知症ケアパス」の作成や、徘徊のおそれのある認知症高齢者を地域で見守る「徘徊高齢者事前登録制度」の導入など、認知症高齢者等に対する様々な支援事業を展開してまいります。

また、高齢者の見守りにつきましては、これまでも民生委員児童委員をはじめ福祉員、老人クラブ会員などのご協力を得て活動を展開してまいりましたが、新たに地域住民と関わりの深い民間事業者7者と見守り活動に関する協定を締結するなど、ネットワークの拡大を図っており、今後更なる活動の充実に向け取り組んでまいります。

三つ目の「**家庭と地域で包み込む温もり子育て創造プロジェクト**」についてであります。

本年4月から本格的にスタートする「子ども・子育て支援新制度」は、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、及び量的拡充や質の確保・向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指すものであり、本市においても適切に対応していくとともに、様々な子育て施策を展開してまいります。

まず、子ども子育て相談体制の充実であります。核家族化、少子化が進み、出産や子育てに不安を抱える妊産婦が増える中、妊娠前から子育て期に渡るまでの様々なニーズに対応する総合的な相談支援をワンストップで提供する「子育て世代包括支援センター」機能に加え、児童虐待をはじめとして多様化する相談内容に的確に対応する家庭児童相談機能も兼ね備えた総合相談対応組織を設置することとしました。

「ひかり子育て見守りネットワーク事業」では、行政・地域・家庭が一体となり、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を目的としたネットワークの構築を目指しているところであり、本年度は、市民サポーターの募集・育成、職員サポーターの研修を実施するとともに、引き続き、子育て支援コーディネーターの養成に取り組んでまいります。

放課後児童クラブは、子育て世代の家庭における子どもの健全育成と、仕事と子

育ての両立を支援するものでありますが、本年度は、対象児童を小学校4年生まで拡充いたします。また、保育に必要な研修受講など職員の資質向上を図るなど、引き続き、子どもの安全安心な居場所づくりに取り組んでまいります。

「コミュニティ・スクール」につきましては、平成26年度にすべての市立小中学校を指定校として、「子どもとかかわり、見守り、支え、応援していく、地域と連携した学校づくり」を着実に推進しているところであります。引き続き、学校や地域の状況に応じた特色ある充実した運営を進めていくため、「コミュニティ・スクール研究協議会」において各校の取組みを共有するとともに、課題解決に向けた協議を深めてまいります。

次に、四つ目の「**人と自然が共生するエコロジー生活創造プロジェクト**」についてであります。

「第2次環境基本計画」に基づき、本市の目指すべき環境像である「人に自然にやさしさあふれる環境都市 ひかり」の実現に向け、リーディングプロジェクトを中心とした取組みを推進してまいります。

まず、本市の地域特性を活かした自然エネルギーの積極的な利用として、太陽光発電システムの普及を促進するとともに、市民生活における省エネ化を進めるため、引き続き、太陽光発電システムや住宅の省エネ設備の設置に対する助成を行い、エコライフの普及を推進してまいります。

本年度は、これまでの成果や国県の省エネ政策等を踏まえ、省エネ設備の補助対象機器や補助要件の見直しを行い、新たな方針のもと市民のエコライフを支援してまいります。

また、「光ソーラーCITYプロジェクト」の一環として、農業振興拠点施設「里の厨」及び（仮称）室積コミュニティセンターに、それぞれ10キロワットの太陽

光発電システムの設置を進めてまいります。

このほか、ごみ問題に対する市民意識の高揚を目的とした、園児から小中学生、一般までの幅広い世代に向けた環境学習を開催するほか、ごみ分別の適正率を向上させるため、いつでも、どこでも、誰でも、ごみの分別をわかりやすく示したスマートフォン等に対応した「ごみ分別アプリ」を導入し、ごみの減量化・リサイクルの推進に努めてまいります。

次に、五つ目の「**地域力で災害を防ぐ安全なまち創造プロジェクト**」についてであります。

災害発生時等において、広い範囲に迅速かつ的確に情報を伝達することを目的として、平成25年度から2箇年事業として整備を進めてまいりました「防災行政無線」につきましては、本年4月から市内全域で正式な運用を開始する予定であります。

地域における防災力と防災意識の向上を図るため、平成24年度に創設しました自主防災組織の設立と活動支援を目的とする助成制度につきましては、自主防災組織率向上等に一定の成果を挙げているところであります。

本年度は、防災訓練の実施や講習会の開催など、自主防災組織による防災活動の活性化を重点に、助成制度の内容を一部見直し、引き続き、自主防災組織の活動と設立に対し支援してまいります。

また、地域防災力の向上を図るためには、各自主防災組織の中に防災に関する専門的な知識と技術をもつリーダーの養成が重要となることから、県が実施する自主防災アドバイザー養成研修の受講に対する経費の助成を継続し、防災士の育成に努めてまいります。

小中学校施設の耐震化につきましては、児童・生徒の安全・安心を確保するため、

計画的・集中的に事業を進めてきた結果、県内の市ではいち早く、平成26年度末に耐震化率100%を達成する見込みであります。

本年度は、国の補助制度を活用して、小中学校の体育館や武道場の吊り天井、照明器具などの非構造部材の耐震化工事を実施し、児童・生徒はもとより、避難所ともなる学校施設のさらなる安全・安心の確立を目指してまいります。

また、公立保育所につきましても、年次的に耐震改修工事を進めているところであり、本年度は浅江東保育園の耐震改修工事を継続するとともに、大和保育園の耐震改修工事に向けた実施設計に着手してまいります。

次に、六つ目の「**里の厨と光の海から始まる活力ある第六次産業創造プロジェクト**」についてであります。

農業振興拠点施設「里の厨」につきましては、本市の農業振興の拠点として、地産地消の推進や第一次産業の振興はもとより、中山間地域の活性化や観光の振興などに大きな役割を果たしているところであります。

農業の第六次産業化を目指し、本施設に隣接して地元農事組合法人が進める施設整備の支援として、高性能大型ビニールハウスに続き、平成26年度には出荷調整及び加工販売施設が完成し、特産品のイチゴの栽培、加工、販売までを行う環境が整うことにより、農業者の所得の向上や、中山間地域における一層の雇用拡大、さらに地域の賑わい創出に繋げてまいります。

農業においては、担い手不足や後継者不足が大きな課題であることから、新規就農希望者の開拓と、人材の発掘を目指し、新規就農者及び受入農家に対する支援を行うとともに、国の補助金を活用し、自己経営を開始した新規就農者の就農直後の経営安定が図られるよう支援を継続してまいります。

また、「里の厨」においては、周辺農地を活用した農業体験教室や調理体験教室な

どの研修事業を通じた生産者と消費者の交流により、農業に対する理解を深め、本市の地産地消のさらなる推進を図ってまいります。

漁業につきましては、就業者の高齢化と減少に歯止めがかからない現状を見据え、新規漁業就業者の確保を目的として、就業希望者に対する支援を行うとともに、水産業の第六次産業化に向け、関係者で構成する協議会を設置し研究を進めてまいります。

最後に、七つ目の「**コンパクトシティによる快適空間創造プロジェクト**」についてであります。

岩田駅周辺地区におきましては、平成26年度から「大和複合型施設」と「新たな公営住宅」、そしてこれら施設へのアクセス向上のための「新たな市道」の整備に向けた設計等を進めております。さらに、県により県道光日積線の拡幅整備に向けた測量・設計への着手に加え、本地区への県営住宅整備の意向が示されるなど、まさに、県と市の協働による「コンパクトなまちづくり」に向けた都市基盤づくりを、一歩ずつ、着実に進めているところであります。

今後も引き続き、「誰もが安心して住み続けられる、快適で便利なまち」の実現を目指し、県との連携を密にしながら、鋭意取り組んでまいります。

以上が「7つの未来創造プロジェクト」に掲げた事業の概要であります。プロジェクトに集約し、重点化したもの以外につきましては、その主なものを総合計画の基本目標に沿ってご説明申し上げます。

最初に、基本目標の1番目「**人と地域で支えあうまち**」に関わる施策であります。

まず、心豊かな多世代共生社会の構築につきましては、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるための福祉コミュニティの形成を目指し、市民相互の支えあいの



仕組みや利用者主体の福祉サービスの総合化を図るために、「第3期地域福祉計画」を策定してまいります。

次に、心と体の健康づくりの推進として、「健康づくり推進計画」の策定についてであります。これは、現行の「健康増進計画」及び「食育推進計画」が平成27年度をもって計画期間が終了することに伴い、市民の健康づくりの一体的な推進を図るため、各種施策や事業展開が密接に関わる両計画を包含した新たな計画を策定するものであります。

がん検診の受診率向上対策につきましては、胃がん検診を含む3種類以上の個別がん検診受診者に対する翌年度のがん検診割引券発行などを行う「がん検診トリプルお得事業」や、国庫補助事業を活用した無料検診の実施など、がん検診の受診率向上に向け、引き続き積極的に取り組んでまいります。

また、三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」につきましては、オープン以来、利用者数も目標を上回って推移しているところではありますが、本年度は利用者のさらなる利便性の向上のため、新たに駐輪場を整備することとしており、今後も、市民福祉の向上と健康増進のための施設として、指定管理者と連携して、より魅力ある施設を目指してまいります。

次に、生き生きと暮らせる高齢社会の実現に関わる施策では、地域包括支援センターにおいて週1回「もの忘れ相談日」を設け、認知症の方やその家族等の相談に対応するとともに、相談時等に簡単なタッチパネル操作で認知症のチェックができる「もの忘れ相談プログラム」を導入し、相談体制の充実を図ります。併せて、市ホームページに自分又は高齢者家族が認知症の早期発見のためのチェックができる「認知症初期スクリーニング」を開設するなど、認知症の早期発見、早期対応による進行防止を図ってまいります。

また、本年10月に山口県において開催される、ねんりんピックの愛称で親しま

れている「全国健康福祉祭」につきましては、ダンススポーツ交流大会が本市で開催されることから、大会の円滑な実施に向けた準備を進め、県内外から参加される多くの方に楽しんでいただける大会運営に努めてまいります。

次に、障害者の自立生活の支援では、障害のある人が安心して社会参加できるよう、障害者用トイレや通路のスロープの有無などの情報を載せた「ひかりおでかけマップ」の作成を進めてまいります。なお、作成にあたっては、地域の子どもたちや障害を有する人の参加により、「ふれあい交流」や「相互理解」が図られるよう取り組んでまいります。

また、災害発生時に、重度の聴覚障害者や視覚障害者に対する手話奉仕員やガイドヘルパー等の支援がスムーズに行われるよう、「識別用ベスト」を、希望される対象障害者及び支援者に配布することで、障害を有する人の災害への備えの必要性、障害を有する人に対する支援の必要性を啓発するほか、障害者福祉基本計画に基づく事業を推進してまいります。

次に、安心できる医療体制の充実についてであります。

光総合病院につきましては、施設の狭隘化や老朽化などの課題に対応するため、移転新築という抜本的な施設整備により機能の充実強化を図ることとし、昨年の9月議会においてご議決いただきました「光総合病院移転新築整備基本計画」に基づき、本年度は基本設計業務に着手してまいります。

また、大和総合病院では、在宅における日常生活動作の改善を支援するため、新たに、退院患者を中心に訪問リハビリを実施してまいります。さらに、大和地域の一次医療機能の充実を図るため、昨年度実施した調査を基に、大和総合病院で休診となっている泌尿器科、眼科を対象とした民間診療所の誘致活動に取り組んでまいります。

次に、暮らしを支える社会保障の充実であります。

経済的困窮者や社会的孤立者が増える中、生活困窮状態にある人を支えていくためのセーフティネットとして本年4月より「生活困窮者自立支援制度」が開始されることから、本市におきましても、昨年から社会福祉協議会に委託し、準備を進めてきたところであり、生活困窮者の自立に向けての支援に取り組むとともに、被保護者の自立に向けては、就労支援専門員の配置などによる早期の自立を支援してまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、医療の高度化や高齢化の進行に伴い医療費の増加傾向が続いておりますことから、本年度は、生活習慣病予防のための特定健康診査に、新たに集団健診を導入し受診率の向上を図ってまいります。

今後も医療費等の動向などに注視しながら、引き続き、健全な事業運営に努めます。

次に、認めあう共生の社会を築くための施策といたしましては、「人権施策推進指針」の趣旨を踏まえ、引き続き、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場を通じて人権教育の推進を図るとともに、指針の改訂に向け市民意識調査を実施してまいります。

また、「第2次男女共同参画基本計画」の推進につきましては、男女共同参画推進ネットワークを中心に、市民、企業、各種団体など関係機関と連携を図りながら、男女共同参画の推進に努めてまいります。

基本目標の2番目「**人を育み人が活躍するまち**」に関する施策であります。

まず、連携・協働教育の推進につきましては、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図る幼保小連携及び義務教育9年間を見通した小中連携により、連続性・発展性のある教育の実践を目指した取組みを進めてまいります。

特別支援教育の推進につきましては、特別な配慮を要する児童生徒へのきめ細か

な指導体制の充実を図るため、「光っ子サポーター」18名を、支援が必要な児童生徒が在籍する小中学校に配置するとともに、特別支援教育の推進体制を支援するための「光っ子コーディネーター」の配置、「就学相談員」による毎月1回の就学相談会の実施など、特別支援教育の充実強化に引き続き取り組んでまいります。

また、スクールライフ支援事業として、不登校の未然防止と早期対応のため、社会福祉士等の専門家の派遣を行う不登校未然防止事業や、不登校や集団生活に適応が難しい児童生徒の社会的自立に向けた支援等を行うスクールライフ支援員事業、児童生徒へのカウンセリング等を行う心療カウンセラー派遣事業を継続してまいります。

このほか、防災教育交流事業では、東日本大震災の被災地である宮城県東松島市へ、市内2つの中学校から生徒8名を派遣し、中高校生との交流・体験学習を通じて、防災対応能力の醸成を図るとともに、家族、地域、ふるさと光市への愛着をもった子どもの育成に努めてまいります。

学校給食センターにつきましては、昨年9月に新たな施設が完成し、給食の提供を開始したところであります。新しい給食センターは、子どもたちが「食」を選ぶ力を身に付け、将来にわたり健康で豊かな生活を送れるよう、給食を題材にした食育推進の役割をもつ施設でもありますことから、学校給食への理解を深めるとともに、食育を家庭に波及させるため、保護者や市民を対象にした「学校給食試食会」を実施するなど、食育の推進に取り組んでまいります。

次に、彩り豊かな人づくりのための施策であります。

図書館は、「地域を支える情報拠点」として、生涯学習の機会の充実や市民の課題解決のための支援など、重要な役割を担う場であります。本年度は、図書館サービスの一層の充実を図るため、蔵書の管理・検索・予約・貸出などに係る基幹システムについて、利用者にとってより分かりやすく、使いやすいものとするため、また

併せて、業務の効率化、維持管理経費の縮減を図るため、図書館システムの再構築を進めてまいります。

次に、かおり高い文化を育てるための施策として、伊藤公資料館では、遺徳継承事業として、本年度から明治維新150周年となる平成30年度までの4年間、企画展「伊藤ドラマ」を連続開催し、伊藤博文公の業績や生涯などについて、生誕地としての情報発信に努め、入館者の増加や満足度の向上に向け取り組んでまいります。

次に、世界スカウトジャンボリーについてであります。本年、7月28日から8月8日にかけて、山口市きらら浜を主会場に、世界162の国と地域から約3万人が集い開催されるもので、期間中、世界中から集まったスカウトが各市町を訪問する地域プログラムが実施される予定であります。

本市では、市内全ての小・中・高校で、海外ボーイスカウトとの交流を図るコミュニティ事業を実施し、児童・生徒の国際交流や外国語教育の推進、市民ボランティアの育成等を図るとともに、本市の魅力を世界に発信してまいります。

また、室積海水浴場と山口県スポーツ交流村において自然や様々なプログラムを体験するウォーター事業では、6日間で延べ約6千人のスカウトが本市を訪れる予定で、加えて、昨年市内6名の中学生と訪問し、交流した英国スカウトから本市を訪れたいとの意向を踏まえ、本市に迎え入れ、青少年と交流する夢大使事業を実施し、「友情のわ」を拡げてまいります。市民の皆様とともに、海外スカウトをおもてなしの心をもって迎え入れ、世界の子どもたちに本市のやさしさを実感してもらえよう取り組んでまいります。

基本目標の3番目「**人の暮らしを支えるまち**」に関する施策であります。

まず、快適な暮らしを営むための施策であります。道路の整備につきましては、

引き続き、山田西庄線、山田中岩田線、新市稲葉線などの道路改良を進めるとともに、道路の舗装や側溝の整備を進めてまいります。

なお、長年の懸案であります主要県道光柳井線につきましては、関係各位のご尽力により、去る2月20日に、虹ヶ丘二丁目から虹ヶ丘七丁目市道交差点までの「1期区間」約480mが開通したところであります。今後とも引き続き、早期の全線開通を目指し、県との連携を深めてまいります。

また、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、本年度は橋梁4橋の修繕に向けた実施設計及び橋梁1橋の補修工事を実施するとともに、道路法改正に伴う橋梁の定期点検の計画的な実施、老朽化に伴う光駅跨線橋の補修など、安全性確保のための取り組みを進めてまいります。

公園の整備等につきましては、冠山総合公園の「子どもの森」雨水排水等の改修や児童遊園地の遊具点検、光スポーツ公園の遊具設置など、適正な維持管理に努めてまいります。

市営住宅につきましては、「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、中岩田住宅の下水道接続工事など、施設の長期的な活用を図る改修、整備を行うとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

上水道の整備につきましては、安全で安心な飲料水をより多くの市民に安定供給するため、老朽管の更新等を計画的に推進してまいります。

また、室積港に、牛島・室積航路利用者のための待合所及びトイレを設置し、航路利用者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、自然を守り育むための施策であります。

まず、室積海岸の侵食、高潮対策につきましては、市民の生命や財産を守るため、自然景観に配慮しながら、引き続き、松原地区の高潮堤防設置に伴う用地取得・建物補償、堤防工事に取り組むとともに、試験養浜に係る測量及び調査業務を継続し

てまいります。

また、下水道の整備につきましては、引き続き、室積、岩田、三輪地区を重点に計画的な整備を進めてまいります。さらに、平成24年度から開始しております事業認可区域外からの公共下水道への接続や、下水道認可区域内における一定の下水道接続困難地区等の合併処理浄化槽設置に対する助成を継続してまいります。

次に、安全な暮らしを守るための施策であります。

消防力の整備・充実につきましては、本年度末の完成に向け、引き続き、消防救急無線デジタル化整備事業を進めるとともに、消防緊急通信指令システムの更新に向けた実施設計に着手してまいります。また、消防団無線のデジタル簡易無線への更新や消防団第10分団の小型動力ポンプ積載車の更新など、消防力の強化に取り組んでまいります。

また、消費者行政につきましては、市民の皆様の安全・安心の消費生活の実現を図るため、今後も引き続き、研修参加による消費生活相談員の資質向上など、消費生活センターの体制整備に努めてまいります。

次に、優れた価値を生み出すための施策であります。

まず、農業の振興では、農業集落道や農業用排水路など、農業生産基盤や生活基盤の整備を図るため、引き続き、島田の大田地区や三井の天符地区の農業集落道整備、塩田の三鍛冶屋地区の用排水路整備を進めるとともに、農道保全対策事業として、旧光農免農道や大和農免農道など幹線農道の点検・改修を実施してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシー頭あたりの捕獲奨励金を引き上げるとともに、捕獲用箱わなの貸出しや止め刺し支援など、有害鳥獣捕獲活動に対する支援を継続し、鳥獣被害の拡大防止に努めてまいります。

商・工業等の振興では、市内中小企業等の支援を目的とした「安心職場『雇用』

を守る企業宣言事業所認定制度」、「新規事業チャレンジ支援制度」、「中小企業等雇用奨励助成制度」の3つの事業につきまして、雇用の安定確保、雇用機会の拡大、新たな事業の展開などを促進するため、継続して実施してまいります。

次に、地域の魅力を活かすための施策であります。観光振興につきましては、新たに観光ポスターを作成し、観光案内施設や駅などへ掲示するとともに、世界スカウトジャンボリーの開催にあわせ、外国人観光客の受け入れに向けた英語版観光ガイドブックを作成するなど、積極的な情報発信に取り組み、交流人口の増加を図ってまいります。

また、「ふるさと光応援寄附金」制度を拡充し、一定額以上の寄附をしていただいた市外居住者に対し、新たに、寄附金額に応じた本市の特産品等をお礼として贈ること、本市を知ってもらうきっかけをつくり、本市の知名度を全国的に高めることに繋げ、長期的な交流・定住人口の増加を図ってまいります。

次に、基本目標4番目の「**時代を拓く新たな都市経営**」についてであります。

まず、信頼と協働の都市経営を目指した取組みであります。

本市の市政運営の基本である総合計画につきましては、計画期間が平成28年度で終了することから、第2次総合計画の策定に向け取組みを進めてまいります。

また、市民の皆様との対話やコミュニケーションによるまちづくりを進めるための具体的施策の一つとして、市長室でフリートーク形式の対話を行う「市長と気軽にミーティング」につきましては、平成22年度の事業開始以来、延べ200人近くの方にご参加いただいているところであります。本年度は、特に、若年層に参加を呼び掛けるなど、光市の未来を担う若者との対話の場を拡充してまいります。

次に、持続可能な行財政運営を目指すためには、時代に即応できる行政基盤と持続可能な財政基盤の確立が急務であります。



まず、行政基盤の確立につきまして、多様化・高度化する行政課題に的確に対応していくには、時代の変化に適応する組織体制の確立とともに、職員一人ひとりの職務遂行能力や政策形成能力の向上が不可欠であります。このため、職員の各階層に求められる能力を引上げるための取組みとして、新たに、若手職員としての基礎的能力向上のための「主事・技師級職員研修」、及び女性の管理職・係長級の職員を対象とした「女性リーダー研修」を実施するなど、階層別の研修を充実させ、職員の資質向上に努めてまいります。

次に、財政基盤の確立についてであります。

「第2次行政改革大綱実施計画」及び「財政健全化計画」を着実に実行することにより、徹底した行政コストの削減や選択と集中による効率的な財政運営など、将来の財政負担を考慮しながら、総合計画後期基本計画の「7つの未来創造プロジェクト」を中心に、重要度や緊急度の高い事業を見極め、その具現化を図ってまいります。

義務的経費である人件費につきましては、市長の給料を10%カットするとともに、副市長以下特別職の給料を3%カット、職員人件費については、退職手当の支給水準につきまして国家公務員に準じた引き下げを実施いたします。

また、公共施設マネジメント事業につきましては、平成26年度に策定・公表しました「公共施設白書」をもとに、市民の皆様にご理解をいただき、公共施設の現状など公共施設マネジメントの周知を図り、事業に取り組む必要性をご理解していただくとともに、平成28年度を目途に、「公共施設の適正配置等に関する方針」の策定に取り組んでまいります。

## むすび

以上、本年度の市政運営にあたり、所信の一端と施策の概要について申し上げて

まいりました。

人口減少時代を迎える中、これからの市政運営においては、将来世代への責任を認識し、持続可能な自治体であることが益々重要となってまいります。

昨年、新市誕生10周年を迎えた本市が、現下の厳しい財政状況の中、10年先、20年先を見据えたまちづくりを進めていくためには、今こそ足元をしっかりと固め、臨時的・突発的な状況にも対応可能な基礎体力をつけながら、一歩ずつでも前進することが、やがて理想のまちへと繋がるものと確信しております。

引き続き、直面する課題に対しては、機を逃さず、着実に対応しながら『やさしさあふれる 「わ」のまち ひかり』の実現に全力を尽くしてまいり所存であります。

どうか、議会をはじめ、市民の皆様のご支援とお力添えを心からお願い申し上げます。

# 提出議案說明

## 提出議案説明

続きまして、各議案について、御説明申し上げます。

議案第1号の一般会計予算は、ただ今、御説明申し上げたとおりであります。

続きまして、議案第2号から議案第7号までの特別会計予算について、御説明申し上げます。

国民健康保険会計は、保険給付費の伸びを対前年度当初比で1.4%増と見込みました。

簡易水道会計は、牛島地区62戸の給水事業などを行うものであります。

墓園会計は、本年度は墓所の造成は行わず、適正な維持管理に努めることといたしました。

下水道事業会計は、平成26年度の赤字決算見込みによる繰上充用金を計上するほか、公債費の減などにより、対前年度当初比で8.3%減となりました。

介護保険会計は、保険給付費の伸びを、対前年度当初比3.0%増と見込みました。

後期高齢者医療会計は、後期高齢者医療広域連合納付金の内、保険料や保険基盤安定化負担金の増などにより、対前年度当初比で5.6%増となりました。

議案第8号、水道事業会計予算は、業務予定量を給水戸数2万2,060戸、総給水量を934万3,000立方メートルと見込んで編成いたしました。

議案第9号、病院事業会計予算は、1日平均入院患者数を379人、1日平均外来患者数を520人と見込んで編成いたしました。

議案第10号、介護老人保健施設事業会計予算は、1日平均入所者数を69人、1日平均通所者数を25人と見込んで編成いたしました。

議案第11号、光市部制条例の一部を改正する条例は、市民活動と連携した生涯学習施策を、迅速かつ効果的に推進するため、必要な組織改正を行おうとするものであ

ります。

議案第12号、光市地域づくり支援センター条例の一部を改正する条例は、市民との協働による生涯学習活動推進の観点から、光市地域づくり支援センターと光市生涯学習センターを統合するため、所要の改正を行おうとするものであります。なお、統合後の事務所は光市地域づくり支援センター内とし、現在の光市生涯学習センター条例は廃止し、新たに光市生涯学習センター規則を制定いたします。

議案第13号、光市行政手続条例の一部を改正する条例は、行政手続法の一部改正に伴い、同法の改正内容に準じて行政指導の中止等の求めの新設等所要の改正を行おうとするものであります。

議案第14号、光市職員定数条例等の一部を改正する条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新たな教育委員会制度に対応するため、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第15号、光市職員の配偶者同行休業に関する条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、有為な職員の継続的な勤務を促進するため配偶者同行休業制度を導入し、あわせて配偶者同行休業の承認を受けた病院局企業職員の給与について定めようとするものであります。

議案第16号、光市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例は、私の給料月額10%を平成27年4月分から平成28年3月分まで減額しようとするもの、並びに、副市長、教育委員会教育長及び水道事業管理者の給料月額3%を平成27年4月分から平成28年3月分まで減額しようとするものであります。

議案第17号、光市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、国家公務員の給与改定に準じて、一般職の職員の給料を平均1.52%引き下げるとともに、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当を拡充し、あわせて給料表の切り替え時に経過措置として、平成30年3月31日までの間、切り替え前の給料月額と切り

替え後の給料月額との差額を現給保障として支給しようとするものであります。

議案第18号、光市職員退職手当条例の一部を改正する条例は、国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、国に準じて退職手当の調整額の改定を行うとともに、所要の条文整備を行おうとするものであります。

議案第19号、光市いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に推進していくため、光市いじめ問題対策協議会等の必要な組織を設置し、あわせて光市いじめ問題調査委員会委員等の報酬額を定めようとするものであります。

議案第20号、光市立幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担制度に従って、光市立幼稚園の保育料の徴収等の規定を定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第21号、光市立保育所設置条例の一部を改正する条例は、保育料の徴収等について、児童福祉法の改正に伴い、公の施設の使用料として定めるとともに、子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て支援新制度にかかる利用者負担制度に従って定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第22号、光市保育の実施に関する条例を廃止する条例は、児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援法の施行に伴い、これまで光市保育の実施に関する条例で規定していた保育の実施基準が内閣府令に規定され、同府令の規定に基づき保育を行うことから、本条例を廃止しようとするものであります。

議案第23号、光市牛島憩いの家デイサービスセンター条例の一部を改正する条例は、介護保険法の一部改正に伴い、関係条文の整理を行うため、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第24号、光市介護保険条例の一部を改正する条例は、介護保険法第117条

の規定により定める第6期光市介護保険事業計画の実施に伴う介護保険料の改定等を行おうとするものであります。

議案第25号、光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例は、介護保険法の一部改正等に伴い、指定介護予防支援等に係る基準等を定めようとするものであります。

議案第26号、光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスに係る基準等について、改正を行おうとするものであります。

議案第27号、光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスに係る基準等について、改正を行おうとするものであります。

議案第28号、光市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例は、介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員等に関する基準を定めようとするものであります。

議案第29号、光市大和地域民間診療所誘致条例は、大和地域における医療体制の安定確保を図るため、診療所の開設に係る費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第30号、光市事業所設置奨励条例の一部を改正する条例は、ひかりソフトパーク企業立地促進条例が失効することに伴い、本条例をひかりソフトパークに適用しようとするものであります。

議案第 3 1 号、光市特別用途地区建築規制条例の一部を改正する条例は、建築基準法施行令の一部改正に伴い、関係条文の整理を行うため、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第 3 2 号、光市病院等事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は、介護サービス利用料等の受領を定めた厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、関係条文の整理を行うため、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第 3 3 号、光市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、別号議案でお諮りしております副市長等の給料月額の一部減額に準じて、病院事業管理者の給料月額の 3 % を減額しようとするものであります。

以上、提出議案等について、その概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。